

除害施設について

静岡市上下水道局
下水道部下水道維持課
排水設備係



静岡市上下水道局 水のキャラクター
しづみい

本日の内容

- ① 適正な除害施設を選定してください
- ② 特定施設についてのご相談はお早めに

よろしくお願ひします！！！



除害施設とは？

【代表例】

- ・ **グリーストラップ**

厨房がある飲食店、老人福祉施設、保育園などに設置

- ・ **オイルトラップ**

ガソリンスタンド、自動車整備工場などに設置

他に … pH調整槽、生物処理装置など



除害施設の設置根拠

建設省告示

※建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件
昭和50年(1975年)建設省告示第1597号【最終改正平成22年建設省告示第243号】

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

四 阻集器

- イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水の配管設備の機能を著しく妨げ、または排水のための配管設備を損傷するおそれのあるものを含む場合には、有効な位置に阻集器を設けること。
- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

その他、静岡市下水道条例では、以下のように定めています。

第11条 次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水(中略)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。

除害施設の役割

除害施設が適切に維持管理されないと、排水による障害が発生します。

例：グリーストラップの場合

油脂類の付着・堆積 ⇒ 排水設備閉塞 ⇒ 汚水の流出



清掃不足のグリーストラップ



油によって閉塞した本管

除害施設の手続き（確認申請）

- ①除害施設設計画確認申請書
- ②公共下水道使用開始届
- ③参考事項



- ④案内図
- ⑤平面図
- ⑥除害施設の構造図
- ⑦処理能力算定根拠（計算書など）

ホームページに様式・記載例
が掲載されています。

※ 全て正副2部必要です。

グリーストラップ設置の事前調査

- ・事業場の概要・規模の確認

生産規模（店舗全面積、定員）、食種、調理内容、将来計画など

- ・設置場所

維持管理に支障がなく、容易に近づける

温水、雨水の影響を受けない

- ・構造等

※日本阻集器工業会の認定品を推奨

設置場所、設置条件に適合している

堅牢性、耐久性及び耐食性に優れている

処理する汚水の水量、水質の変化に対応した能力がある



綿密な事前調査を実施して、グリーストラップを選定してください。

グリーストラップの選定

- ・SHASE規格*に準じた計算方法※による

※静岡市排水設備工事技術指針を参照

グリース阻集器 SHASE-S 217-2016

オイル阻集器 SHASE-S 221-2012 (参考)

性能（許容流入流量、標準阻集グリース量）が計算値を上回る
グリーストラップを選定する

- ・計算方法は、**店舗面積**※で行う（飲食店等）

※施設の最大定員が決まっている場合は食数による計算も可
例）保育園、介護施設等

* SHASE :空気調和・衛生工学会規格

グリーストラップの選定 (食種とその具体例)

食種	具体例
中華料理	中華料理屋、台湾料理屋
洋食	弁当屋、洋風居酒屋、焼肉店 …
和食	日本料理店、和風居酒屋、牛丼店 …
ラーメン	ラーメン屋
そば、うどん	蕎麦屋、うどん屋
軽食	和菓子屋、たこ焼き屋、喫茶店(洋食の場合あり) …
ファーストフード	コンビニエンスストア …
社員・従業員食堂	事業所の食堂、老人福祉施設 …
学生食堂	学生食堂

※あくまで一例です。不明な場合は相談してください。
相談する場合は、提供予定のメニューを把握しておいてください。

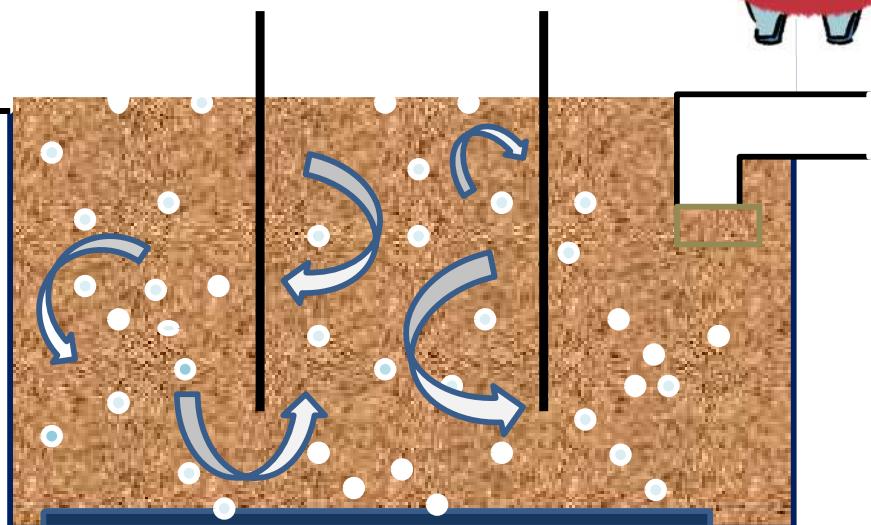
ばっ氣装置付きグリーストラップ

→ 水中に空気などを送りブクブクさせ
かくはんすること。

汚れた水が外に
出るだけです！



設置しないで
ください！



除害施設（まとめ）

適正なグリーストラップの選定

わからないときはご相談を！

施主さんへ清掃の必要性をアピール

引き渡し時などに一言お願いします！



特定施設とは？

【特定施設とは】

排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設

<1>水質汚濁防止法（下水道法）に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。

<2>ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。



簡単に言うと

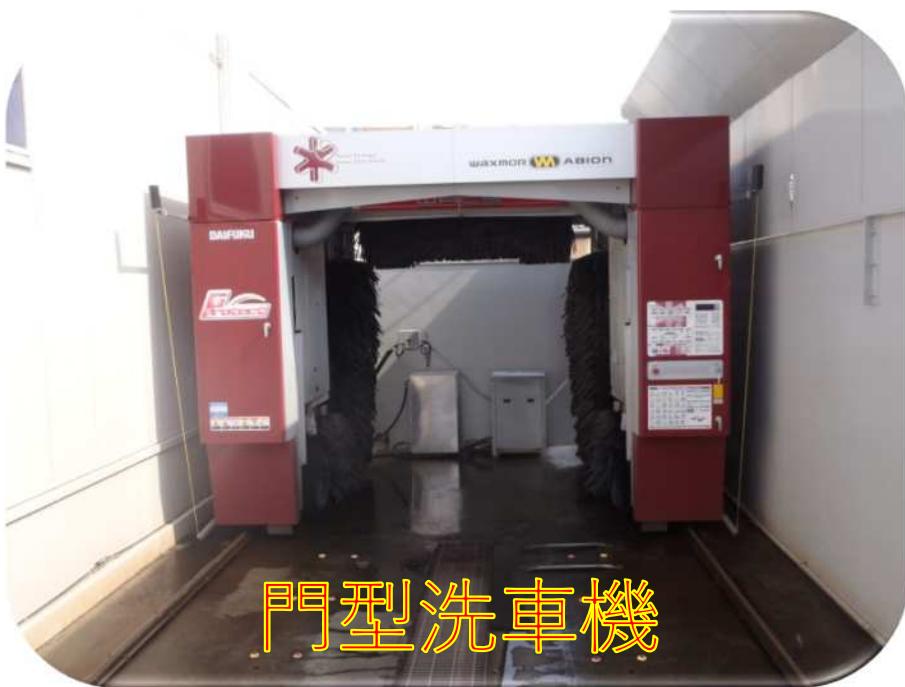
有害物質を使用することのある施設
負荷の高い排水を排出する可能性がある施設
薬品等を取扱う施設

特定施設の例

番号	下水道法に規定されている特定施設一覧
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> ①選鉱施設 <input type="checkbox"/> ②選炭施設 <input type="checkbox"/> ③坑水中和沈でん施設 <input type="checkbox"/> ④掘削用の泥水分離施設
2	<u>畜産食料品製造業の用に供する</u> 施設であって、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> ①原料処理施設 <input type="checkbox"/> ②洗浄施設（洗びん施設を含む。） <input type="checkbox"/> ③湯煮施設
3	<u>水産食料品製造業の用に供する</u> 施設であって、次に掲げるもの <input checked="" type="checkbox"/> ①水産動物原料処理施設 <input type="checkbox"/> ②洗浄施設 <input type="checkbox"/> ③脱水施設 <input type="checkbox"/> ④ろ過施設 <input type="checkbox"/> ⑤湯煮施設
・	
6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 (総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
6 7	<u>洗濯業の用に供する洗浄施設</u>
7 1	<u>自動式車両洗浄施設</u>
・	
7 4	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設 (前二号に掲げるものを除く。)

※詳細は、静岡市排水設備工事技術指針
VII 除害施設の項目をご覧ください。

特定施設の例

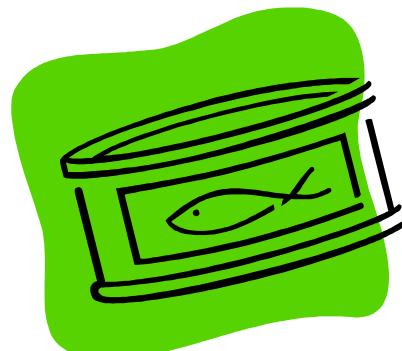


特定事業場の例

食肉加工業



水産加工業



ジャム製造業



酒造・飲料
製造業



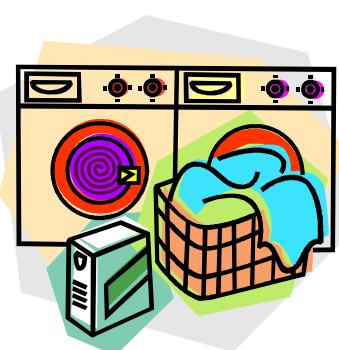
金属加工業



弁当製造業



クリーニング業



印刷業



工場・製造業の案件の場合は一度ご相談ください！

特定施設（特定事業場）に該当すると…

- ・特定施設設置の届出が必要。(期限有)
- ・水質を確保するための排水処理施設を設置する場合があります。 …etc.



繰り返しになりますが…

必ず事前に
相談してください！

各種届出について

届出の種類	届出が必要な場合	届出の期限
特定施設設置届出書	・新たに特定施設を設置しようとするとき	設置の60日以上前
特定施設の構造等変更届出書	・特定施設の設置場所、構造、能力、配置の変更 ・用水の経路、排水の経路の変更	変更の60日以上前
特定施設使用届出書	・使用している施設が新たに特定施設に指定された場合	指定された日から30日以内
	・特定施設を設置している事業場が下水道に接続した場合	接続した日から30日以内
特定施設使用廃止届出書	・特定施設を廃止したとき (一部施設の廃止を含む) ※使用しなくなっただけでは該当しない	廃止した日から30日以内
氏名変更等届出書	・届出者の住所、氏名等に変更があった場合 ・事業場の名称に変更があった場合	変更した日から30日以内
承継届出書	・特定施設を譲り受け又は借り受けた場合 ・相続、合併があった場合	承継した日から30日以内
除害施設計画確認申請書	・新設又は既設の除害施設を使用して公共下水道を使用するとき ・除害施設の増設又は構造変更等をしようとするとき	公共下水道を使用する前(あらかじめ)

お問い合わせ



申請・相談等は下水道維持課 ※※
(上下水道局庁舎5階) で受付しております。

※ 書類の不備がないようご注意ください。

※※ 令和5年4月1日から申請・相談等の窓口は
下水道維持課に変更になりました。

終わり ～ご協力をお願いします～

静岡市上下水道局
下水道部下水道維持課
排水設備係
TEL:054-270-9236

